

令和6年度第2回旭市子ども・子育て会議

第2期旭市子ども・子育て支援事業計画 進捗状況報告書 ①

旭市では「子育てをみんなで支えあい 笑顔あふれるまち“あさひ”」を基本理念に旭市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育及び幼児期の教育と子ども・子育て支援の充実を順次図り、計画に示した各種子育て支援施策や事業を推進しています。

この報告書は、本計画に掲げる基本理念及び目標の達成に向け、計画に定めた各種事業の達成状況を確認・評価するために作成しました。

旭市子ども・子育て会議条例には「子ども・子育て会議」の役割として、計画の策定のみならず「子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること」を審議すると定められています。

外部の視点を取り入れ本計画の実効性を高めるために、令和5年度の進捗状況について、「旭市子ども・子育て会議」に意見を求めるものです。

令和6年11月29日(金)

旭市子育て支援課

旭市子ども・子育て支援事業計画

第4章 施策の展開

基本目標1 安心して子育てできる地域づくり

具体的施策1 情報提供・相談体制の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
1	子育てガイドの作成、配布などの情報提供	子育てガイド「すくすく育て あさひっ子」を作成し、妊娠届け出時に配布するとともに、市のホームページにも掲載し、子育てに関する各種支援サービスの情報提供を図ります。	子育て支援課	令和5年4月に子育てガイドのリニューアル版を発行し、新たな制度やサービスについての内容を掲載した。窓口や保育施設等で配布することで、子育て世帯への情報提供を図った。併せて市ホームページへ掲載している電子書籍版を更新し、更なる周知に努めた。 市独自で取り組んでいる子育て世帯への経済的支援について紹介するリーフレットを、手に取りやすいようリニューアルし、窓口や子育て支援センターから配布した。子育て家庭のニーズに応じた支援施策の活用を促進した。
2	保育所等での相談事業	保育所等で随時、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行います。子育て支援センターハニカムとの連携により、保育所等への情報提供や相談支援の充実を図るとともに、必要に応じて、保健師、家庭相談員が訪問し、相談及び助言を行います。	子育て支援課	保育所等で随時保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言を行った。また、旭市子育て支援センターハニカムと連携し、保育所との情報共有や相談支援の充実を図るとともに、子ども・子育て支援新制度利用希望者が円滑に制度を利用できるように支援した。必要に応じて、家庭相談員が訪問、相談及び助言を行った。
3	主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実	児童問題を専門的に扱い、関係機関とのパイプ役となる主任児童委員の周知を図るとともに、研修の促進、情報交換の場の提供などを通して、地域における相談、支援活動の充実を図ります。	社会福祉課	学校・子育て支援課・児童相談所等と連携を図り、必要に応じて訪問や見守りなど、支援活動を行った。また、各種研修会等に積極的に参加し、事例研修や相談技術の向上に努め、地域における相談支援活動を推進した。

具体的施策2 地域における子育て支援サービスの充実

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
4	利用者支援事業	子育て支援センターハニカムで、子どもや保護者又は妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう、関係機関と連絡調整を行いながら支援を行います。	子育て支援課	子育てコーディネーターを常時配置し、保護者や妊娠している方へ、教育・保育施設への入園相談や、各種子育てサービス(一時預かり・病児保育等)の中から適切な事業を選択し、確実かつ円滑に利用できるよう、関係機関と連携して支援を行った。また、公立保育所だけでなく、市内の民間保育園・認定こども園等の利用者用パンフレットを子育て支援センターハニカム内に配置し、いつでも気軽に情報を得られるように努めている。
5	地域子育て支援拠点事業の充実	地域子育て支援拠点事業として、市が設置する子育て支援センターハニカムのほか、私立保育園4か所、私立認定こども園1か所に設置しています。親子のふれあい、保護者の交流、情報交換の場の提供に努めます。地域での子育て支援を、よりきめ細やかに展開するため、各事業所の連携を図り、情報提供の充実を図ります。	子育て支援課	地域の子育て家庭が気軽に集まり、子育て中の親子の交流を深めたり、子育て支援サービスを受けることができる場を提供した。育児に関する相談の実施や子育て関連の情報を共有することで、子育てへの不安を解消できる相談体制の充実を図った。 【公設/1か所】 ・旭市子育て支援センターハニカム 【民間事業所/4か所】 ・サンライズ子育て支援センター(サンライズベビーホーム) ・子育て支援センターたんぽぽ(干潟町中央保育園) ・サポートセンターつるまき子どもの丘(鶴巻保育園) ・あさひこひつじ幼稚園子育て支援センター(あさひこひつじ幼稚園)

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
6	一時預かり事業の充実	<p>保育所での一時預かり事業は、保護者の心理的・身体的負担の軽減、保護者の疾病や災害等により、保育が困難となる場合などに実施しています。現在、公立保育所12か所、私立保育園2か所で実施しています。幼稚園の一時預かり事業は、一時的な保育や保護者の疾病あるいは緊急に用事があったとき、また長期休業中の保育を支援する事業です。現在、私立認定こども園1か所で実施しています。</p> <p>いずれの事業も、ニーズが高いことから、柔軟な児童の受け入れができるよう検討していきます。</p>	子育て支援課	<p>保護者の疾病や冠婚葬祭等のやむを得ない場合や、保護者の心理的、身体的な負担軽減を図るため、保育所等で一時的な保育を行った。</p> <p>【公立保育所12か所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日の出保育所(専用室・専門保育士) ・中央第三保育所(専用室・専門保育士) ・いいおか保育所(専用室・専門保育士) ・ゆたか保育所 ・とみうら保育所・共和保育所 ・中央第一保育所・池の端保育所 ・中央第二保育所・海上保育所 ・まんざい保育所・古城保育所 <p>【私立保育所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひがた保育園(専用室・専門保育士) ・ひかり保育園 <p>【私立認定こども園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あさひこひつじ幼稚園(預かり保育) ・うなかみ幼稚園(預かり保育) ・いいおか幼稚園(預かり保育) <p>【私立幼稚園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭幼稚園(在園児のみの預かり保育)
7	子育て家庭への経済的支援の充実	<p>国の制度である児童手当について、市民への周知を図り、適正・迅速な支給事務を行います。子ども医療費助成事業では、県補助対象である0歳から小学3年生(入院のみ中学3年生まで)の助成のほか、市単独支援として所得制限を廃止し、高校3年生(償還払い)までを対象とし、子育て家庭への経済的負担の軽減に努めます。</p>	子育て支援課	<p><国県の補助あり></p> <p>【児童手当・特例給付】</p> <p>中学校修了前の児童の養育者に対して、児童手当の支給事務を行った。</p> <p>(支給額)</p> <p>3歳以上小学生修了前・中学生 10,000円 3歳未満児・第3子以降小学生 15,000円</p> <p>(支給児童数)</p> <p>延児童数 72,796人</p> <p><旭市独自の子育てサービス></p> <p>【子ども医療費助成事業】</p> <p>お子さんが病院等で診療を受けた場合や保険薬局で医師が処方する薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の全部又は一部を助成する制度。制度改正により8月診療分から、高校生も現物給付を開始した。また、自己負担額に月額上限を設け、入院11日目、通院6回目以降は無料とした。</p> <p>これらの医療費について、小学校4年生から中学生までの通院による診療、高校生等の診療は旭市独自で助成した。</p> <p>(入院) 753件 (通院) 69,694件 (調剤) 24,856件 (柔道整復) 931件 (給付額) 240,380,603円</p>
8	旭市独自の子育て支援サービスの充実	<p>第2子以降のお子さんを出産された子育て世帯にお祝い金を支給する出産祝金支給事業や、0歳から1歳児までの乳幼児を養育する保護者に、紙おむつ購入券を支給する乳幼児紙おむつ給付事業、幼稚園や保育所等に通園する第3子以降のお子さんの保育料無料化を引き続き実施していきます。</p>	子育て支援課	<p>【乳幼児紙おむつ購入券の給付】</p> <p>0・1歳児の乳幼児を養育している方に、月額3,000円分の紙おむつ購入券を支給した。紙おむつ購入券は、市内指定取扱店22店で紙おむつを購入する際の代金の一部として利用された。</p> <p>(給付乳幼児数) 716人 (利用枚数) 1,000円券 18,271枚 500円券 18,535枚 合計 36,806枚</p> <p>(支給額) 27,538,500円</p> <p>【出産祝金の給付(第2子以降)】</p> <p>市民の出産を奨励・祝福し、第2子以上を出産して養育する父母に祝金を支給した。</p> <p>(第2子 10万円) 126人 (第3子 20万円) 79人 (給付額) 28,400,000円</p> <p>【第3子以降の保育料の無料化】</p> <p>18歳に達した以後の最初の3月31日までの子が3人以上いる世帯において、第3子以降の保育料の無料化を実施した。</p> <p>令和3年度 107人 令和4年度 103人 令和5年度 99人</p>

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
9	学校給食費の第3子以降の無料化	市内小・中学校に通学する児童・生徒の第3子以降の給食費の全額無料を継続します。	教育総務課	子育て世帯を中心に多子世帯の経済的負担の軽減や少子化対策の施策として、保護者の教育費に関わる負担軽減を図った。 R5年1月から、減免範囲の拡充を行い、市内に住所を有し、子の年齢を問わず3人以上を扶養している世帯で、市内小中学校に在籍している第3子以降の給食費を免除することとした。 ・小学生 382人 ・中学生 138人

具体的施策3 子育て支援ネットワークづくり

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
10	地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成	子育て学級後の育児サークルのほか、疾患を抱える児と保護者の集いを実施し、新規ケースへの周知を行いながら、保護者同士のつながりを広げていきます。 子育て支援センターハニカムの活用による交流の場づくりを進めます。 子育て支援サービス等の整備充実と適切な情報提供により、必要なサービスをより活用できるように、関係機関等による子育て支援ネットワークの充実を図ります。	子育て支援課 健康づくり課	(子育て支援課) 旭市子育て支援センターハニカムを中心に市内4か所の民間子育て支援センターと定期的に連絡会を開催するなど、地域における子育てサービス等のネットワークを形成している。 また、利用者支援事業を円滑に実施できるよう市内特定教育・保育施設と常時連携を図り、施設利用のきめ細かなサポートを心掛けている。 (健康づくり課) 育児サークルの育成は行っていないが、両親学級や子育て学級では参加者同士が話をできる時間を設け、ライン交換等を促したり、子育て支援センターハニカムの紹介などを行い、育児の仲間づくりができるように働きかけを行っている。 疾患を抱える児の保護者の集いについては、感染症予防のため延期中。

具体的施策4 幼児期の教育・保育等の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
11	教育・保育の充実	職員の資質をさらに向上させ、より良い就学前の教育・保育をめざすため、研修制度の拡充整備を行い、時代に適応した保育の質の向上に努めます。	子育て支援課	保育士の経験年数に応じた研修計画に基づき、インターネットを用いた研修も活用し、計画的に保育研修を行った。
12	教育・保育の適切な定員管理	保育所等の適正な規模、適正な配置、職員の確保、公立保育所・私立保育園との役割分担などにより、適切な定員管理に努め、保育需要に対応します。	子育て支援課	【保育所等の適正配置】 少子化による利用児童数の減少に対応するため、旭市立保育所再編計画を策定し、施設再編の方針を含めた具体的な計画を示した。 【特定教育・保育施設の利用定員】 保育所等を利用する子どもに対して、質的・量的に適正な保育を提供するため、旭市子ども・子育て会議の意見を参考に、施設の利用定員の見直しを行った。 【保育の必要性認定・利用調整】 子育て家庭における保育の必要性認定について、各家庭の要件により、条例規則に基づいた適正な認定を行った。また、保育を希望するすべての家庭が適切な保育を受けられるよう利用調整を行った。

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
13	認定こども園の普及	認定こども園に移行したいという事業者への支援に努めます。	子育て支援課	旭市子ども・子育て支援事業計画及び国が示した「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について(平成26年4月10日)」に基づき、市内の教育・保育施設の意向や正確な情報をもとに、地域のニーズ、現在の利用状況等を踏まえて、的確に選択できるよう支援を行った。 【幼稚園】 幼稚園型認定こども園に移行済 ・あさひこひつじ幼稚園(H28.4～) ・うなかみ幼稚園(H28.4～) ・いいおか幼稚園(H29.4～) 幼稚園型認定こども園に移行準備中 ・旭幼稚園
14	保育(通常保育)の充実	低年齢児保育の増加に伴い、保育士の資質向上、保育環境の充実を図ります。	子育て支援課	低年齢児や気になる子どもの増加に対応するため、配置基準を超えて必要な保育士を配置し、保育の量的な確保を図るとともに、研修等により保育士の資質を高め、保育の質の向上に努めた。
15	地域型保育事業の充実	地域にあった保育支援として、潜在的な保育ニーズの量的拡大・確保を図るため、地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育)の民間事業所等への普及に努めます。	子育て支援課	市内施設では令和5年度実施なし。市外地域型保育施設(小規模保育)の利用に対し、施設型給付費を支給した。
16	時間外保育事業(延長保育事業)の充実	保育標準時間11時間(保育短時間にあつては8時間)を超えて保育サービスを提供する事業です。今後のニーズや利用状況などをみながら、時間外保育事業(延長保育事業)の拡大を検討します。	子育て支援課	保護者の勤務時間等の都合により、保育時間内の送迎ができない家庭に対し、時間外保育(延長保育)を実施した。 [7:15～19:15] ・中央第一保育所 ・ひがた保育園 [7:15～18:15] ・ゆたか保育所 ・日の出保育所 ・とみうら保育所 ・共和保育所 ・池の端保育所 ・中央第二保育所 ・中央第三保育所 ・海上保育所 ・いいおか保育所 ・まんざい保育所 ・古城保育所 [7:00～19:00] ・サンライズベビーホーム ・おうめい保育園 ・鶴巻保育園 [7:30～19:00] ・ひかり保育園 ・あさひこひつじ幼稚園 [7:30～19:30] ・干潟町中央保育園
17	病児保育事業の充実	子どもが病気の回復期にあり、保育所(園)、幼稚園に通所等が困難な時期に保護者が家庭保育できない場合、子どもを預かる事業です。現在、私立保育園2か所、私立認定こども園1か所で実施していますが、公立保育所1か所でも実施し、今後の状況も鑑み、さらなる充実を図ります。	子育て支援課	【病後児保育事業】 ・海上保育所 ・ひがた保育園 病気の回復期にあるが集団での保育等が困難な小学校3年生までの児童について、家庭での保育が困難な場合に一時的に保育を実施した。 【体調不良児対応型】 ・鶴巻保育園 ・あさひこひつじ幼稚園 それぞれの園の入園児童が保育中に体調不良となった際に、保護者が迎えに来るまでの間の対応を行った。
18	休日保育事業の検討	子育てと仕事の調和の実現を目指し、多様な保育の充実と普及に努めます。	子育て支援課	令和5年度実績なし。休日保育のニーズや各施設での実施体制について状況把握に努め、必要に応じて検討を行う。

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
19	第三者評価の取り組み	第三者が専門的かつ客観的な立場から評価する、サービス評価等の仕組みを導入し、保育の課題や改善点を把握し、保育所等で共有することにより、質の高い保育サービスを目指します。	子育て支援課	令和5年度実施なし。評価手法について、効果やコスト等を検証し、評価の実施に向けて検討を行う。
20	実費徴収に係る補足給付事業【新規】	新制度に移行していない幼稚園における保護者の経済的負担を軽減するため、低所得世帯及び第3子以降(小学校3年生までの子どもの中で3番目以降)の子どもの副食費に対して補助します。	教育総務課	少子化対策の一環として、私立幼稚園に通園する園児の副食費を補助することにより保護者の経済的負担の軽減を図った。 幼稚園副食費補助金(副食費) 19人

具体的施策5 子育てと仕事の両立の推進

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
21	育児休業制度の普及、定着の推進	パートも含め育児休業制度が利用しやすい職場環境になるよう、関係機関と連携して、就業規則等の規定化について事業主への周知・協力依頼を行い、育児休業制度の普及を図ります。	商工観光課	育児休業制度に関するチラシ等を庁舎内や職業相談室内に掲示し、啓発を行った。 市内企業で構成されている、旭市雇用対策協議会の総会等でチラシ等の配布を行い制度の周知を図った。
22	両親の育児共同参加の促進	両親学級の3回目を父親中心の内容とPRし、父親も参加しやすい教室づくりを行います。また、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図り、父母が協力し合って子育てしていこうという意識づけを図ります。 広報に、子育てに積極的に参加する男性「イクメン」についての特集記事を載せたり、子育て支援センターハニカムでも子育てを身近に感じられる機会の充実を図ります。	健康づくり課 子育て支援課	(健康づくり課) コロナ禍であったR2～4年度までは、感染症予防のため、父親が参加できるのは各コースの3回目のみであったが、R5年度からは全ての回において父親の参加を可能とし、1・2回目にも父親向けの内容を追加し、夫婦で協力して子育てをしていこうという意識を高めている。 受講者の参加状況は、妊婦(実)93人に対して、夫(実)82人で、出席妊婦に対し88.2%の夫の参加があった。 (子育て支援課) 子育て支援センターハニカムでは、誰でも参加しやすいイベントの実施や環境づくりに努めており、両親だけでなく父のみでの参加も増えている。出張ハニカムも各地域で実施し、親と子が気軽に集まり触れ合える交流の場を広く提供することで、父が積極的に子育てに関われるよう支援を行っている。
23	労働者、事業主、地域住民等の意識改革の推進	働き方改革の観点から、関係機関と連携し、制度や先進事例を周知することにより、労働者、事業主、住民等の意識改革を推進し、労働時間の短縮及び子どもと接する時間の確保を図ります。また、広報・ホームページを利用して、子どもとのかかわり、暮らしについて考えてもらう機会をつくれます。	商工観光課 子育て支援課	(商工観光課) 働き方改革や労働時間削減等に係る啓発ポスター等を庁舎内や職業相談室内に掲示した。 市内企業で構成されている、旭市雇用対策協議会内で、働き方改革についての制度案内を行った。 (子育て支援課) 働き方改革の啓発ポスター等を施設内に掲示し、保護者の意識改革を推進した。
24	男女共同参画意識の啓発	多様な媒体を通して情報の提供を行うとともに、職場や家庭、地域において広く男女共同参画意識の高揚を図ります。 男女がともに職場や家庭、地域において能力を十分発揮できるよう、家事、育児等について、関係機関と連携を図り、情報の提供を推進します。	市民生活課	旭市男女共同参画推進懇話会を3回開催した。 海匠山武男女共同参画だよりを区長回覧や産業まつりで配布し、各施設へチラシを配架するとともに、広報紙を利用して男女共同参画についての啓発を行った。 男女共同参画週間(6/23～6/29)においては、市役所玄関ロビーにおいて啓発パネルの展示を実施した。 男女共同参画のさらなる推進に向けて、令和6年3月に第3次計画を策定した。
25	女性の再就職への支援	銚子公共職業安定所(ハローワーク銚子)と連携し、旭市地域職業相談室等の就職相談の充実と利用を促進し、女性の再就職を支援します。	商工観光課	地域職業相談室充実のため、市として会計年度任用職員1名を雇用し、就職に係る促進を図った。 ジョブサポートセンターで行っている、女性再就職に係るセミナーの実施や啓発資料を庁舎内や相談室及び広報に掲示した。

基本目標2 親と子の健康づくり

具体的施策1 子どもと母親への健康支援

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
26	母子健康手帳交付時の個別指導	母子健康手帳交付窓口を母子保健を担当する子育て世代包括支援センターへ一本化し、保健師や助産師など専門の担当者が面接を行うことで、妊娠中からの切れ目のない支援を行います。☑	健康づくり課	妊娠届出数 331件 妊娠届出時に、保健師または助産師が全員面接を行い、妊娠や出産に対する思いを聞き取り、子育てへの不安や心配ごと等が軽減できるよう支援している。また、妊娠や出産、子育てに向けて、妊婦自身や乳幼児等にとって必要となるサービスを適切に選択して利用できるよう情報提供を行っている。
27	乳幼児健康診査の充実	乳児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を実施し、身体の発育・精神発達状況等の確認と適切な指導を行い、乳幼児の健康の保持増進を図ります。 乳幼児健診未受診者には再通知や訪問・電話等で受診勧奨を行い実態把握に努め、健診後、必要な方には継続的な支援を行います。	健康づくり課	受診率は、乳児健診(4か月児)97.6%、1歳6か月児健診 99.4%、2歳児歯科健診 97.8%、3歳児健診 99.5%となっている。 乳幼児健診未受診者に対しては、再通知や訪問等により受診勧奨し、育児状況の把握に努めている。
28	予防接種事業の充実	感染症の予防と蔓延防止のため、感染症予防に対する啓発・情報提供を行い、各種予防接種に対する知識を得ることでワクチン接種率の向上につなげ、子どもたちの健康増進を図ります。また、未接種者に対し積極的勧奨を行います。	健康づくり課	各予防接種開始年齢に合わせた予診票の個別送付、各種健診での接種状況の確認や勧奨リーフレットでの説明、未接種者に対しての個別通知での勧奨を実施している。
29	保健師、助産師による訪問指導の充実	母性の保護、乳幼児の健康維持・増進のために、妊婦・産婦・乳幼児等に対し、妊娠・出産・育児に関する訪問指導を行います。	健康づくり課	育児環境を把握しながら個々に応じた指導を実施している。 妊産婦 :延355件 新生児 :延205件 低体重児:延 40件 乳幼児他:延164件
30	両親学級の充実	両親学級を開催し、妊娠・出産・育児に関する知識の普及を図り、妊娠高血圧症候群や低体重児出生の防止に努め、父母が協力し合って子育てしていこうという意識づけを図ります。また、妊婦同士の交流を図り、育児の仲間づくりを行います。	健康づくり課	両親学級1コース3回、年間5コースを開催。受講者の参加状況は、妊婦(延)213人に対して、夫(延)138人であった。 特に3回目の沐浴指導中心の回は、夫婦揃っての参加が多く、子育てに対するイメージ作りに役立っている。
31	子どもの事故防止の啓発の推進	子育て学級の内容のひとつとして、消防署の救命救急士を講師に迎え、乳児期の事故への対応を中心に保護者の実習を含めた内容で行っています。乳児期からの子どもに起こりやすい事故やケガ等への対処方法について、いざという時に備えられるよう啓発活動を行います。	健康づくり課	乳児と両親等を対象とした子育て学級において、事故防止やその対処法について、健康教育を実施している。消防署へ救命救急士の講師派遣を依頼し、各コース2回目(年間5コース)実施した。 参加者103名に指導を行った。
32	むし歯予防対策の推進	幼児健康診査時個別歯科指導、保育所幼稚園巡回歯みがき教室、学校歯科健康教育、各事業時歯科健康教育、歯科相談等を実施し、むし歯予防の正しい知識の普及啓発に努め、保護者の仕上げみがき及び子どもの歯みがき習慣の定着を図ります。また、フッ化物の利用を推進します。	健康づくり課	各幼児健康診査時に全対象者に個別歯科指導を実施。(46回1101名) 2歳児歯科健診では、希望者にフッ化物塗布を実施。(15回301名) 保育所幼稚園巡回歯みがき教室では、保護者参加、歯みがき実習を再開し、21回680名に実施した。 歯科相談では、歯科医師による歯科診察・相談、歯科衛生士による歯科指導を実施。(6回妊婦18名・乳幼児43名)

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
33	育児相談、指導等の充実	保健センターにおいて定例の育児相談や電話・来所(面接)による健康相談を随時実施します。発達の遅れがちな子どもや育児不安を抱える保護者を対象に、「ことばや発達の相談」や「親子遊び教室」を開催します。また、子育て支援センターハニカムや家庭相談員による育児相談事業を行います。	健康づくり課 子育て支援課	(健康づくり課) 令和4年度から子育て世代包括支援センターで個別相談を実施している。事前予約とし、個々の相談に保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士が対応した。 「ことばや発達の相談」や「親子遊び教室」を通して、育てにくさを感じている子や発達の遅れのある子の保護者へ相談支援を実施。必要に応じて子育て支援センターや療育機関と連携をとっている。 (子育て支援課) 【家庭児童相談室】 ・月曜日から金曜日 ・午前9時から午後4時 子育て支援課内にある家庭児童相談室に専門の相談員が常駐し、様々な相談(不登校・ひきこもり・児童虐待・児童養育問題等)を受けている。
34	妊婦健康診査 (妊婦健康診査事業)	妊娠経過の確認や、異常の早期発見のために妊婦健康診査を定期的に受診するように、14回分の健康診査の助成を行います。	健康づくり課	妊娠届出のあった妊婦と転入した妊婦に対して受診票を交付した。基本健診受診延件数は4,052件、償還払い実施延件数は57件であった。
35	乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師又は助産師が訪問し、子どもの成長・発達や産後の母の健康状態などについて相談やアドバイスをし、産後早期に育児不安の軽減を図ることにより、児の健全な発育を促します。	健康づくり課	訪問件数349件(うち旭市で訪問329件、里帰り先へ依頼20件)、そのほか他市から依頼を受けて実施した数は20件であった。訪問指導では、乳児の養育状況の確認や育児相談、必要なサービスの紹介を行った。また、訪問は希望されない方も電話相談や乳児健診等にて育児支援を行った。

具体的施策題2「食育」の推進

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
36	乳幼児栄養指導の充実	乳幼児期に必要な食と栄養に関する知識の情報提供を行い、年齢に応じた望ましい食生活が送れるよう相談・支援に努めます。	健康づくり課	乳幼児健康診査時に個別指導を実施。離乳食についての相談が多い乳児健診は全員に、その他の健診は栄養指導が必要な人を対象にして実施している。 離乳食教室前期の他に、令和5年度より後期・完了期の教室も開始。前期は毎月1回の年12回、後期・完了期は不定に2回実施した。両教室とも託児を再開。 ・前期は12回で79組87人参加(託児35人) ・後期・完了期は2回19組19人参加(託児13人)
37	妊婦等を対象とした食に関する学習の機会の推進	両親学級で講義、調理実習を実施し、妊娠中の食に関する学習の機会を提供します。また、日常の食生活についての振り返りと個別指導を充実します。	健康づくり課	両親学級参加者へ事前に食生活アンケートを郵送して食事調査を実施。食事バランスガイドに基づいてアドバイスを記入して返却。 1回目には妊婦の食事について講話、2回目に食事調査表の見方を説明して返却。必要な人へは個別指導も実施した。 コロナ時より調理実習を中止しているため、講話時に妊産婦へのおすすめレシピや離乳食でも活用できるだしの取り方の説明、資料を配布している。
38	乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会の推進	栄養士、保健推進員を中心とし、地域と連携した食育学習を行います。 保健推進員と連携し、減塩など生活習慣病予防のために望ましい食生活を送れるよう講話や調理実習を行います。 あさひ食育アドバイザーと連携し、安心安全な地元農水産物に関する知識の普及・食文化の継承・地産地消を通じた食育活動を実施します。	健康づくり課 農水産課	(健康づくり課) ・子育て支援センターハニカムと連携して月1回「こどものごはんミニ講座」を毎回テーマを変えて、ハニカムに来所している乳幼児を持つ保護者対象に開催。 講話後には希望者へ個別相談も行っている。 参加者 延べ128人、個別相談42件 (農水産課) ちばの郷土料理である太巻き寿司について、今後の再開に向けて、食育アドバイザーと調理実習を実施し、手順等を確認した。

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
39	保育所等を活用した食事づくり等の体験活動や子どもの参加型の取り組みの促進	保育所等で年長児を対象に紙芝居やエプロンシアターを活用した食育教室を実施します。	子育て支援課	公立保育所では、畑やプランターを活用した収穫体験や、紙芝居やエプロンシアターを活用した食育を行った。
40	保健推進員活動との連携	保健推進員の研修内容の充実を図り、地区での親と子の健康づくり、食育活動を実施していきます。また、情報の収集、伝達をすることで市民と保健センターのパイプ役を担います。	健康づくり課	食育活動は、コロナ感染以前の状態に戻っておらず、地域で実施できていないが、伝統料理教室として親子で参加の「太巻きずし」の料理教室を開催したり、高齢者のふれあい会(シニアカフェ)、在宅介護食教室(講話と調理実習)を行うなど保健推進員と連携して実施した。
41	学校における食育推進の充実	あさひ食育アドバイザーと連携し、安心安全な地元農水産物に関する知識の普及・食文化の継承・地産地消を通じた食育活動を実施します。小・中学校では、栄養教諭による食に関する指導を実施します。また、食育ボランティア等の積極的な活用(家庭科の授業等)を充実します。	農水産課 教育総務課	(農水産課) 「食農推進事業」は、次年度からの再開に向けて、食育アドバイザーと調理実習を実施し、メニューや手順等を確認した。 (教育総務課) 平成27年度から実施している「栄養教諭(県職4名)による食育出前授業」では小学校10校で計37回の授業を行った。 食に関する講話を家庭教育学級(保護者等を対象)では12校、就学前検診で2校実施し、食育指導の推進を図った。

具体的施策3 思春期保健対策の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
42	思春期における心の問題の対応	心の問題に対応できるよう、養護教諭や市内各小・中学校に配置されているスクールカウンセラーの活用を図ります。	教育総務課	各小・中学校に配置されている県費負担のスクールカウンセラー以外にも、市費負担のスクールカウンセラーを活用して、市内各小・中学校において問題を抱える児童生徒へのカウンセリングを行った。
43	地域における相談体制の充実	関係機関との連携を図りながら、思春期保健に関する相談に対して、随時対応します。	健康づくり課 子育て支援課	(健康づくり課) 思春期に対する直接の相談はなかった。中学の家庭科や道徳授業の教材として、赤ちゃん人形や妊婦体験ジャケット等の教材の貸し出しを行っている。 中学校:3か所実施 (子育て支援課) 【家庭児童相談室】 ・月曜日から金曜日 ・午前9時から午後4時 子育て支援課内にある家庭児童相談室に専門の相談員が常駐し、様々な相談(不登校・ひきこもり・児童虐待・児童養育問題等)を受けている。
44	豊かな心を育てる教育の充実	中学生の保育所での職場体験や市内全中学校3年生を対象に、助産師による講義(妊娠・出産・育児、思春期保健)等を通して、豊かな心を育てる教育を実施し、思春期保健の推進に努めます。赤ちゃんふれあい体験では、事前事後でアンケートを実施し、また参加した親子にもアンケートを実施することで、より良い実施方法について検討します。	健康づくり課 子育て支援課	(健康づくり課) 思春期健康教育は、コロナウイルス感染症の影響も鑑み、赤ちゃんふれあい体験教室は中止し、思春期講演会へ形態を変えて実施している。中学3年生を対象に、思春期のこころとからだの変化を正しく理解し、自己肯定感を高めるための機会として、実施している。市内4校実施。R5年度は学校からの希望で、2年生も聴講した学校もあり。参加児童数:658名(1校はインフルエンザによる学級閉鎖の為中止) (子育て支援課) 市内中学校の2年生が、夏休み等に各保育所で職場体験を行った。園の子どもたちと触れ合い、遊びの時間などを共有することで、豊かな心を育てる教育を実施することができた。
45	学校保健の充実	性感染症予防に関する正しい知識の普及や薬物乱用防止教室を開催するなど、健康に関する啓発・学習を充実します。☒	教育総務課	健康診断を実施し、病気等の早期発見に努めた。各学校の実情に応じて、可能な範囲で専門の講師を招き、薬物乱用防止教室や性教育講演会等を開催し、健康に関する啓発・学習を行った。

具体的施策4 小児医療の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
46	救急法講習会の実施	消防署の救急救命士の協力を得ながら、乳児期からの子どもに起こりやすい事故やケガ等への対処方法について、いざという時に備えられるよう子育て学級内で啓発活動を行います。	健康づくり課	子育て学級(年間5コース)において、消防署の救急救命士を講師に乳幼児の事故防止と救命措置の実習を実施。 参加者103名
47	救急医療体制の整備、充実	旭中央病院で、24時間救急診療体制を実施していますが、引き続き、休日や夜間の救急診療体制の充実に努めます。	旭中央病院	令和5年度は、365日24時間救急診療体制を提供し、受診者45,584人のうち小児患者9,249人の診療を行った。

基本目標3 心身ともにたくましい子どもを育てる環境づくり

具体的施策1 児童の健全育成

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
48	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実	市内全15小学校区22放課後児童クラブで実施しており、各小学校区のニーズに見合った、受入れ体制の整備及び施設の充実に努めます。	教育総務課	市内全15小学校区、22放課後児童クラブで実施、延長保育、土曜保育により保護者の就労状況にあった受け入れを行った。
49	放課後児童健全育成事業(民間放課後児童クラブ)の充実	子ども福祉事業者等に働きかけを行い、特色ある受入れ体制が期待される民間放課後児童クラブの整備及び運営に対し支援を実施します。	子育て支援課	令和5年度民間事業者からの整備及び運営に関し希望者なし。利用ニーズの把握に努める。
50	公民館、青少年教育施設等の社会資源を活用した取り組みの推進	放課後に小学校で実施する「子ども工作教室」では、万華鏡、キーホルダー、ポップアップカード作りを市内小学校で実施するほか、土日に施設を利用した「子ども向け講座」では、囲碁、英会話、書道や親子で体験できる講座、東総工業高等学校の協力を得て実施するものづくり科学教室、人形劇やミュージカル、映画等の鑑賞会を開催します。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども教室「キーホルダー教室」を12校で、「万華鏡教室」を7校で、「ポップアップカード教室」6校で、「アクアキャッチャー作り」を2校で実施。 ・ものづくり科学教室(2回) ・子ども囲碁教室(23回) ・子ども英会話教室 初級(6回) 2講座 ・子ども書道教室(10回) ・子どもセミナー 親子陶芸教室(2回) ・子どもセミナー 親子押し花(1回) ・科学工作教室(6回) ・子どもミュージカル(2回) ・着ぐるみ人形劇(2回) ・子どもシアター(4回) ・親子ふれあい教室(4回) ・親子料理教室(3回) ・読み聞かせ・子どもえいが会(10回)
51	子ども会、地域ボランティア、自治会等の人的資源を活用した取り組みの推進	子どもパークゴルフ大会、親子地曳網体験、キャンプ場宿泊体験、書初め展などを実施します。	生涯学習課	<p>旭市子ども会育成連絡協議会で下記事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども会デイキャンプ ・子ども会かるたレク交歓会 ※荒天のため中止 ・子ども会餅つき体験 ・子どもパークゴルフ大会 <p>・東総子ども会育成連絡協議会で、講演会、指導者講習会、育成者講習会を実施。 ・東総地区の青少年相談員連絡協議会で課題研修会を実施。</p>
52	保育所等を開放した子育て相談や在宅児の交流等の推進	保育所等で園庭開放を実施し、子育て相談や在宅児との交流等の地域活動事業を推進します。	子育て支援課	新型コロナウイルス感染対策を行いながら、園庭開放を実施し、地域活動の推進を図った。

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
53	地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進	保育所等や小学校の運動会などの行事へ地域の高齢者を招待するなど、世代間の交流を推進します。	子育て支援課 社会福祉課	(子育て支援課) 新型コロナウイルス感染対策を行いながら、一部の保育所ではあるが、運動会等の行事に地域の高齢者を招待し、世代間交流の推進を図った。 (社会福祉課) 旭市敬老大会において、保育所等が遊戯や歌を発表することにより、世代間交流を図った。
54	子どもの社会参加、意見表明の推進	小・中学生が、実際の議場で議会を体験することで地方自治・議会制度や市政への理解を深めるとともに、子ども達の意見を市政に反映します。 小・中学生の意見発表の機会を設けて、青少年の夢、希望、思いを大人に伝えます。	総務課 生涯学習課	(総務課) 市内各小・中学校が参加の子ども議会を7月に実施し、20名の子ども議員から市政に対して質問してもらい、実際の議場で議会を体験することにより、地方自治・議会制度への理解を深めることに寄与した。 (生涯学習課) 市内の小・中・高校生及び青年が参加する青少年意見発表大会を11月に実施した。13名の発表者が来場者(141名)の前で発表し、自身の主張を伝える力を身につける機会を設けることにより、青少年の意見表明の推進に寄与した。
55	多世代交流拠点施設「おひさまテラス」の整備【新規】	旭中央病院の隣接地に整備予定の「生涯活躍のまち」の中に、屋内型の多世代交流拠点施設「おひさまテラス」を整備します(令和4年度供用開始予定)。 本施設では、「遊ぶ・食べる・学ぶ・つくる・働く・育む」の6つの活動を柱に、子どもから高齢者まで全世代に対応した生涯活躍プログラムを展開していきます。	企画政策課	令和4年度に供用を開始。誰でも自由に無料で利用可能な屋内公園や読書スペース等のほか、年間を通じて137件に及び多種多様なイベント等を企画・実施し、年間累計で約18万人の来場があった。 来場者の年代は、0～10代までが37.4%と一番高く、30代が17.8%、40代が14.0%となっており、屋内公園等で楽しく遊んだりしながら、多くの子育て家族にご利用いただいた。

具体的施策2 家庭教育支援の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
56	発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報提供の促進	「家庭教育学級」では、年に2回、合同学習会で講演会を開催します。 「3歳児わくわく子育て教室」では、子育ての学習、仲間づくりを1年間通して推進します。 「ブックスタート事業」では、4か月健診時に絵本をプレゼントし、読み聞かせを行います。	生涯学習課	家庭教育学級の合同学習会を2回実施した。 「ブックスタート事業」では、4か月健診時に絵本をプレゼントし、読み聞かせを行った。

具体的施策3 地域の教育力の向上

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
57	世代間交流の推進	地域と学校との連携・協力による世代間の交流を推進します。	教育総務課	市内各小・中学校への取組の重点として「地域と関わり成長する子ども」を示し、地域ともに歩む学校づくりを推進し、各種の交流活動を推進するよう求めた。 学校運営協議会を5校の小学校でモデル事業として実施し、地域・家庭と学校が育成を目指す子ども像や学校像を共有し、お互いの連携・協働体制づくりをスタートさせた。
58	学校の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備	公立の小学校、中学校及び高等学校の運動場、体育館等の体育施設を、教育委員会に登録した団体に、学校教育上支障のない範囲で開放します。	スポーツ振興課	市内小・中学校(20校)において地域開放を実施し、136のスポーツ団体(総合型地域スポーツクラブ1団体含む)が登録・利用した。

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
59	生涯スポーツのための指導者の育成、確保、指導方法の工夫、改善	市又は教育委員会が実施する各種スポーツ大会(市民体育祭、健康体力づくりフェスティバル、市民駅伝、旭市飯岡しおさいマラソン大会)の企画、実施します。	スポーツ振興課	あさひスポーツフェスティバル、市民駅伝と旭市飯岡しおさいマラソン大会を開催した。 また、多くの方が障がいに対する理解を深める共生社会を推進するため、パラ卓球(肢体不自由者卓球)の拠点活動を開始した。
60	地域を主体としたスポーツの普及	各種スポーツ教室、市民マラソン大会、駅伝大会、健康体力づくりフェスティバルの開催などにより、健康づくりを図ります。	スポーツ振興課	上記の活動等の他、社会体育施設(12施設)の民間事業者による管理運営を開始し、施設の開館(場)日及び利用時間の拡大や新たな自主事業として参加しやすいスポーツ教室を開催した。
61	地域の育成団体との連携の充実	子どもパークゴルフ大会、親子地曳網体験、キャンプ場宿泊体験、書初め展などを実施します。 東総子ども会育成連絡協議会事業で、「講演会」、「指導者講習会」等を実施し、子ども会の活動を支援します。 東総地区の青少年相談員連絡協議会でも、指導者としての技術を習得する「課題研修会」を実施します。	生涯学習課	(青少年相談員連絡協議会) ・じゃがいもほり体験や宿泊体験(2回)などの青少年健全育成活動を通じて、子どもと共に活動することで、相談員の資質向上と地域との連携が図られた。 ・海匠地区の課題研修会では、レク活動を体験し、相談員としての技術習得並びに活動意欲の向上が図られた。 (子ども会育成連絡協議会) ・デイキャンプや子供パークゴルフ大会などを実施した。 ・東総子ども会育成連絡協議会では、各種講習会を開催し、指導者や育成者としての見識を深めてもらうことで、各単位子ども会の活動を支援した。

具体的施策4 幼児教育の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
62	幼稚園・認定こども園・保育所(園)等における教育活動、教育環境の充実	教育環境の一層の充実を図り、遊びを中心とした様々な体験を通して主体的に遊ぶ力、豊かな心、自立心及び健やかな体を育むとともに、地域に開かれ保護者に信頼される就学前の教育施設づくりを推進します。 また、脳の発育が盛んな幼児期に、英語講師による遊びや音楽などを通じて英語に触れさせることで、興味や関心を高める目的で、公設公営の保育所において、英語教室を実施します。	子育て支援課	市内公立保育所において、保育士を対象とした幼児教育運動推進事業(委託業者による運動講習会:年4回)を実施した。 また、英語教室(年10回)や、スポーツ教室(年3回)を実施した。
63	幼稚園・認定こども園・保育所(園)等と小学校の連携体制の構築	幼稚園・認定こども園・保育所(園)等と小学校との情報交換を通して、一貫した指導や支援が引き継がれるようにするため、旭市就学支援ステップシートの更なる活用に努めます。	教育総務課 子育て支援課	(教育総務課) 旭市就学支援システムとして「旭市就学支援ステップシート」が保育所(園)・幼稚園等から小学校・中学校へ、さらに保護者の任意により高等学校まで引き継がれた。「保幼・小連絡会」「小・中連絡会」とともに、一人一人の子供に対し一貫した支援体制ができ、ニーズに応じた教育的支援が図られた。 (子育て支援課) 市内教育・保育施設では、新たに就学する児童が一貫した指導や支援が引き継がれるよう、児童が入学する小学校の教諭と担任保育士とで、旭市就学支援ステップシートなどを活用し、入学前面談を行うなどの情報交換を行った。

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
64	幼児教育への助成の充実【新規】	新制度に移行していない幼稚園における保護者の経済的負担を軽減するため、入園料・保育料に対して補助します。保育が必要と認められた場合、預かり保育料に対して補助します。旭市独自の取り組みとして、第3子以降(18歳までの子どもの中で3番目以降)の子どもの給食費等に対して補助します。	教育総務課	少子化対策の一環として、私立幼稚園に通園する園児の入園料・保育料等を補助する事により保護者の経済的負担の軽減を図った。また、市独自の取り組みとして、第3子以降(18歳までの子どもの中で3番目以降)の子どもの給食費等に対して補助した。 幼稚園施設等利用費 (入園料・給食費を除く保育料) 72人 (預かり保育利用料) 25人 旭市私立幼稚園第3子以降保育料等補助金 (入園料・保育料・給食費) 11人
65	幼児教育アドバイザーの配置・確保等【新規】	幼稚園、保育園、認定こども園等を通して幼児教育の更なる質の向上を図るため、各施設等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の配置・確保を行い、旭市における幼児教育の推進体制を構築します。	子育て支援課	千葉県の子育て支援アドバイザー派遣事業を活用し、公立保育所において子育てアドバイザーの派遣を受け付け、遊びを通じて科学的な考え方を育む保育を実践し、保育の質の向上を図った。
66	幼児教育・保育無償化制度【新規】	「子ども・子育て支援法」が改正され、幼児教育・保育の利用料が無償化されました。急速な少子化の進行への総合的な対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課	3歳以上児の保育料、給食費、幼稚園等の預かり保育利用料を無償化するとともに、3歳未満児の非課税世帯についても同様に無償化を行い子育て世帯の負担軽減を図った。市独自施策として第3子の保育料・給食費の免除の対象拡大を行った。

具体的施策5 学校教育の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
67	個に応じた指導の充実	学力の向上を図るとともに、児童生徒への支援のため、学級担任等を補助し、きめ細かな指導を行う教諭補助員を配置します。	教育総務課	学力の向上を図るとともに、児童生徒への支援のため、学級担任等を補助し、きめ細かな指導を行う教諭補助員を市内20校に36名配置した。
68	読書活動の充実	学校図書館司書の配置の拡充を進め、学校図書館の活性化や効果的活用、読み聞かせ、調べ学習等を推進するとともに、蔵書整理、貸し出し等、図書館機能のさらなる充実を図ります。	教育総務課	5名の図書館司書を採用し、1人4校担当してもらった。授業補助はもちろん、読み聞かせや図書便りの発行、掲示物での啓発活動を積極的に行ってもらっている。
69	情報教育の推進	情報活用能力の向上を図るため、教科指導等における情報化を推進します。	教育総務課	教員に対して旭市ポータルサイト「Asahi GIGA School for Teachers」によるタブレットの活用方法の情報提供、ICT授業マイスター育成事業における管理職・指導主事の指導により教職員のリテラシー向上を図り、教科指導における教育の情報化を推進した。
70	特色ある学校づくり	「学校いきいきプラン事業」により、各小・中学校が主体性を発揮し、創意工夫を活かして教育の活性化を図り、特色ある学校づくりを推進します。	教育総務課	市内全ての小・中学校が本事業を活用した。文化・芸術活動や講演会、地域人材の活用、各種体験教室等、各学校の実態に合わせ、創意工夫を生かした事業が実施された。各校とも、特色ある学校づくりが進められるとともに、教育の活性化が図られた。

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
71	部活動への外部指導者の活用や地域との連携	中学校の部活動において、専門的な指導を必要とする場合、地域の指導者が支援します。	教育総務課	地域との連携として、部活動指導員を9名、課外活動支援員5名を採用し、各学校において指導を行った。特に部活動指導員は、顧問がつかずに休日の活動も行うことができることから、顧問の負担軽減に大きくつながっている。
72	キャリア教育の推進	学習や生活の見通しを立て、自らを振り返ることで、新たな意欲化を図ります。そして自分の役割や将来の生き方を考え、キャリア発達を促す活動を推進します。	教育総務課	市内各小・中学校に将来の生き方や働き方につながるキャリア教育の推進を求めた。各学校において、職場体験学習や、職業人を招いての懇談会や体験学習を実施、その充実を図った。
73	長欠・不登校児童生徒対策の充実	30日以上欠席者を対象に「旭市長欠対策協議会」を開催し、関連諸機関と連携した対応の充実を図ります。 適応指導教室で、不登校児童に対し、個性の伸長及び社会性の育成を図り、在籍する学校への復帰を目指すとともに、社会的自立に向けた支援を行います。	教育総務課 子育て支援課	(教育総務課) 児童生徒について「旭市長欠対策協議会」を開催した。学校関係者だけでなく、北総教育事務所海匠分室生徒指導専任指導主事、香取・海匠地区訪問相談担当教員、スクールソーシャルワーカー、旭市子育て支援課家庭相談員、旭市適応指導教室指導員に参加協力を依頼し、児童生徒の対応について協議した。 (子育て支援課) 【家庭児童相談室】 教育総務課が設置する「旭市長欠対策協議会」の関連諸機関として、家庭児童相談室が位置付けられており、連携した対応を図った。
74	教育相談活動の充実	小・中学校における問題行動、不登校、適応指導教室の児童生徒への対応として、スクールカウンセラーの有効活用など相談、指導の充実を図ります。	教育総務課	派遣依頼のあった学校へ市スクールカウンセラーを派遣し、問題を抱える児童生徒へのカウンセリングや保護者への相談活動、学校教職員への指導・助言を行った。また、旭市適応指導教室「フレンドあさひ」にて、児童生徒の登校支援やカウンセリング等を行った。さらに、保護者への相談活動も行った。
75	教職員研修の充実	市内小・中学校の教職員の専門性や指導力を向上させるための研修を、層別・課題別に充実します。	教育総務課	校長会議6回、教頭会議4回、道徳教育研修会1回、外国語教育研修会3回、若手教員スキルアップ研修会10回、長欠対策研修会2回、教務主任研修会3回、特別支援教育研修会1回、ICT教育研修会5回実施した。

基本目標4 子どもが安心して育つ安全なまちづくり

具体的施策1 子どもの安全の確保

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
76	交通安全教育の推進	「バコちゃんクラブ」により幼児に対する交通指導、小学1年生を対象とした交通指導、小学生への自転車の乗り方指導を実施します。 幼稚園・保育所(園)等や小学校、中学校において交通安全に対する実践的態度を育成するため、交通安全教室を実施します。	市民生活課	幼稚園・保育所(園)等では、21施設ごとに段階的に3回の交通安全教室を実施した。 小学校では15校の1年生に歩行、3～4年生に自転車の乗り方について交通安全教室を実施した。 中学校では、5校の1年生に自転車に関する交通安全教室を実施した。

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
77	チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての普及啓発活動を実施するとともに、広報や子育て学級において周知を図ります。	市民生活課	着用推進月間にあわせて、広報紙・ホームページ・デジタルサイネージで啓発を実施した。啓発チラシを庁舎パンフレットスタンドや市施設へ配架し、周知を図った。
78	子どもを犯罪等から守るための取り組み	警察署、各学校等からの情報をもとに、不審者情報メールを配信し、学校や保護者と情報を共有します。学校警察連絡委員会や青少年センターを中心に、関係諸機関と連携し、犯罪の未然防止を図ります。	教育総務課	各学校からの情報を素早く不審者情報メールで配信した。令和5年度末時点で2,508件(昨年度同月比+117)の登録者数となり、多くの保護者、関係者に情報の提供をすることができた。令和5年度の不審者情報は、24件報告があり、17件配信した。
79	学校付近や通学路等における学校関係者や防犯団体等と連携したパトロール活動の推進	防犯指導員及びスクールガードリーダーによる防犯パトロールと見守り活動を実施します。地域ごとにPTA防犯パトロールを実施するほか、関係機関と協働して防犯、安全のための啓発物資の配付活動を実施します。	総務課 生涯学習課 教育総務課	(総務課) 防犯指導員と連携し、小・中学生の登校時に見守り活動を2回実施した。防犯指導員に対し、活動用の被服等を支給した。 また、会計年度任用職員と防犯指導員による下校時の防犯パトロールを年218回実施した。 (生涯学習課) PTA防犯パトロールを7月と12月に各3日間、啓発物資の配布活動を7月に実施した。 (教育総務課) 定期的な登校時の朝パトロールやスクールガード・リーダーにおける学校の見回り及び下校時の見守りパトロールを実施した。また、教研集会時(市内一斉下校時)のパトロールも市内生徒指導担当者とともに実施した。関係機関及び学校との特別パトロールは、関係団体の協力をいただきながら、コロナ禍前の規模で実施した。
80	子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための不審者対応訓練の実施	小・中学校において、警察、青少年センター等の外部講師による不審者対応の訓練を実施します。	教育総務課	不審者対応訓練を各学校の依頼により、警察、青少年センター等が外部講師となり訓練を実施した。
81	「子ども110番の家」配置の推進	小学校区ごとに緊急避難場所である「子ども110番の家」の設置依頼をし、防犯協力体制の強化を図ります。	教育総務課	子ども110番の家を小学校区ごとに依頼し、防犯体制づくりを継続している。要望に応じて、古くなった110番の家の看板を交換した。令和5年度末の登録件数は、550件(昨年度比-13)となっている。
82	安全管理に関する取り組み	小学校において、校内で発生した事件や事故などに迅速に対応するため、緊急通報システムの維持・管理をします。	教育総務課	管理者の異動があった学校に対し、緊急通報用登録電話番号の変更を実施した。

具体的施策2 子育てを支援する生活環境の整備

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
83	安全な道路環境の整備	交通安全施設の維持管理等に努めるとともに、安心して歩行できる歩道の整備を推進します。また、関係機関に対し道路標識や路面標示の設置等による安全対策を要請し、すべての市民が安全に利用できる道路環境の整備を図ります。	建設課 市民生活課	(建設課) 歩行者等の安全確保のため、防護柵等の交通安全施設の新設・更新を行った。加えて、国道道の交通安全施設の設置・更新は千葉県海匠土木事務所、横断歩道や一時停止の設置・更新は旭警察署に要望し、関係機関と連携して安全な道路環境の整備に取り組んだ。 (市民生活課) 交通安全施設の要望等があれば、建設課及び関係機関等の担当部署へ対応を依頼した。電柱幕で対応できる箇所については、設置を行った。
84	通学路の整備	通学路合同点検等に基づいて、危険箇所の事故防止対策や区画線等の路面標示の設置、カラー舗装化による歩車道の分離など、危険度や優先順位を勘案しながら関係機関と協力して、安全・安心な通学路の整備を推進します。旭市通学路交通安全プログラムに基づいて整備を進めるとともに、旭市通学路安全推進会議を設置します。	教育総務課 建設課 市民生活課	(教育総務課) 平成27年から始まった、通学路点検プログラムに基づき、干潟小、滝郷小、豊畑小、飯岡小、古城小の5校の合同点検を実施した。114件が対策箇所とされ、各担当機関にて対策が実施された。 (建設課) 教育総務課が主管となり、旭市通学路交通安全プログラムに基づく合同点検を行った。令和4年度より、合同点検実施小学校5校の他、点検校以外の小学校と中学校の通学路点検を行っている。点検を通じ危険箇所の把握と改善方法を各関係機関(旭警察署、千葉県海匠土木事務所、学校関係者、地域住民代表)と確認・共有した。点検の結果、市道区間では、転落防止柵の補修、区画線や路面標示の設置等を行い、通学路の安全確保に努めた。 (市民生活課) 教育総務課主催の合同点検及び緊急合同点検により、要望があった箇所に電柱幕の設置を行った。劣化が著しい電柱幕は、その都度交換した。
85	公共施設等のバリアフリー化	子ども、障害者、高齢者等すべての人が安全で安心して利用できるよう、公園、公共施設の改修、新設の際に「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、各公園施設の立地条件を踏まえ、計画的なバリアフリー化を推進します。	都市整備課	新たに設置した都市公園施設はないが、今後、新たな施設を計画する際には、バリアフリー化を念頭に計画する。
86	子育て世帯への情報提供	各種のバリアフリー施設、市内公園施設のバリアフリー化状況を詳細に把握し、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供に努めます。	都市整備課	バリアフリーだけに特化した情報提供はないが、市内の主要な公園や小さな子供が遊ぶことのできる公園の情報(袋公園の噴水など)は市のホームページ等で紹介している。
87	通学路や公園等における防犯灯の整備の推進	犯罪のない住み良い環境づくりのため、防犯灯設置を推進し、夕暮れ時の安全確保を図ります。	総務課	令和5年度は、防犯灯20基を新設した。
88	広報啓発活動による防犯意識の高揚	防犯に関する啓発活動を実施します。	総務課	旭市防犯週間に合わせて、7月7日に防犯講演会を開催した。また、警察署と協力して啓発物資等を配布しながら防犯意識の高揚を図った。
89	地域ぐるみの防犯体制の強化	安全で安心なまちづくりのため、市及び市民、事業者、警察等が一体となった防犯対策の推進を図ります。	総務課	産業まつりにおいて、旭市防犯組合連合会の活動として防犯啓発物資を提供した。

具体的施策3 有害環境対策の推進

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
90	有害環境対策の推進	学校、PTA、子ども会、区長等が参集し、インターネットやSNSの危険性や取扱いについての情報共有を図り、有害情報が子どもの目にふれないように要望していきます。	生涯学習課 教育総務課	(生涯学習課) 下記の3校において、次の内容で集会が実施された。 ・琴田小「インターネット・スマホの安全・安心な使い方について」 ・豊畑小「情報モラル教室」 ・飯岡中「ネット社会のマナーについて」 (教育総務課) 朝の登校時に合わせて特別パトロールを実施し、子どもの安全・見守りを行った。また、子どもが集まる店舗等に立ち寄り、有害情報の有無等の確認を行った。 「情報モラル教室」の開催にあたり、指導主事の派遣を行った。
91	情報モラル教育の推進	インターネットの適切で安全な利用や長時間利用の弊害、メディアへの過度な依存等を含めた情報モラル教育を推進します。	教育総務課	市内小中学校の依頼を受けて、児童生徒、保護者に対して携帯・スマートフォンに関する安全教室等を開講し、情報モラル教育を推進した。

基本目標5 援助を必要とする子ども・家庭への支援体制づくり

主要課題1 児童虐待防止対策の強化

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
92	虐待防止ネットワークづくり	市町村が中心となって児童虐待防止相談の窓口として対応するにあたり、市及び児童相談所等関係機関による「旭市要保護児童対策地域協議会」を設置し、地域における児童虐待防止のネットワークづくりに取り組んでいます。 また、児童虐待を発見した場合の通告及び連携体制を整備し、早期発見、早期対応への取り組みを推進します。さらに、児童相談所等関係機関との連携を深め、総合的な支援を図ります。	子育て支援課 市民生活課 教育総務課	(子育て支援課) 市が設置する要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の早期発見や適切な保護、要保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体および児童福祉に従事する者が、要保護児童およびその保護者に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応した。 (市民生活課) DV相談等で児童に関連する事案について、子育て支援課と情報を共有するとともに、協力して支援を行った。また、旭市DV等対策連絡会議を開催し、庁内の関係課との相互連絡・情報共有を行った。 (教育総務課) 「旭市要保護児童対策地域協議会」関係機関による迅速な情報共有を行い、早期対応をしている。
93	育児不安や虐待等に関する相談体制の整備	保健センター、子育て支援センターハニカム、幼稚園・保育所等及び家庭相談員により相談事業を実施し、家庭における育児ストレスや悩みを緩和し、虐待等の防止を図ります。	子育て支援課 健康づくり課	(子育て支援課) 旭市子育て支援センターハニカムや家庭相談室における相談体制の確保をしている。また、継続的な支援が必要と判断した場合は、要保護児童対策地域協議会の案件とすることで、早期発見や適切な保護、要保護児童およびその家族への支援を図った。 (健康づくり課) 子育て世代包括支援センターと連携した妊娠届出時の全員面接や妊娠7～8か月アンケート、妊娠後期電話相談や子育て相談、赤ちゃん全戸訪問事業、乳幼児健康診査等あらゆる機会を通じて、育児支援を要する家庭を早期に発見し、継続した支援を行うことで虐待防止を図っている。

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
94	幼・保・小・中における児童虐待防止対策の充実	児童虐待防止法を教職員に周知し、学校等における児童虐待の早期発見に努め、関係機関への速やかな通報と支援の連携を図ります。	教育総務課 子育て支援課	(教育総務課) 市内各小・中学校に毎月の情報提供を依頼して、児童生徒の虐待の早期発見に努めた。また、集まった情報を子育て支援課に提供し、隔月実施される要保護児童対策地域協議会で対応を検討した。 (子育て支援課) 教育総務課が事務局を務める学校警察連絡協議会において、子育て支援課職員が学校等における児童虐待の早期発見と関係機関への速やかな通報、支援連携の周知徹底に関するPRを例年行っている。
95	地域における相談活動の充実	民生委員、児童委員、人権擁護委員等の相談活動を通じて地域における支援対象者の早期発見に努めるとともに、気軽に相談できる体制づくりを図ります。	社会福祉課 市民生活課	(社会福祉課) 民生委員・児童委員による見守り相談活動の実施により、地域における支援対象者の早期派遣や、適切な行政窓口等への連携を図った。また、民生委員・児童委員に対する各種研修・会議などにより知識の習得や相談技術の向上に努めた。 (市民生活課) 人権・行政相談を毎月1回第2火曜日に実施した。 令和5年度実績:12回
96	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもに対するカウンセリング	スクールカウンセラー、家庭相談員等による面接、電話相談の実施及び関係機関との連携により、きめ細やかな支援を推進します。	教育総務課 子育て支援課	(教育総務課) 学校及び保護者からの申請により、市カウンセラーが学校または市役所のカウンセリングルームで、児童生徒へのカウンセリングを行った。 (子育て支援課) 教育総務課、小中学校からの相談に対応し、小中学校におけるいじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもに対するカウンセリングに関し家庭相談員が支援をした。
97	相談体制の充実	家庭相談員等による家庭訪問や電話での助言を随時実施し、相談しやすい環境づくりと、相談窓口の周知啓発を図ります。子どもや家族の方々をはじめどなたからの相談にも応じています。	子育て支援課	【家庭児童相談室】 ・月曜日から金曜日 ・午前9時から午後4時 子育て支援課内にある家庭児童相談室に専門の相談員が常駐し、様々な相談(不登校・ひきこもり・児童虐待・児童養育問題等)を受けている。
98	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)は、保護者の疾病、出産、看護あるいは事故等によって、児童の養育が困難になった場合、子どもを児童福祉施設等で一時的に養育、保護する事業です。多様な保育の充実を図るとともに、民間事業所等への普及に努めます。	子育て支援課	民間事業所での実施に至らなかったため、今後も開設の要望をお願いし、実施が可能になった段階で、速やかに進めていく。
99	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築【新規】	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターを設置し、産後も安心して子育てができるように、産後ケア事業、産婦健康診査助成、産前・産後サポート事業などの事業を展開していきます。	健康づくり課	令和5年度より産後ケア事業の宿泊型に加えて、通所型も開始。 産後1年以内の母子を対象に、身体的ケアや保健指導、母への心理的ケア、授乳などの育児手技の指導等を、きめこまやかに利用できる機会を提供することで、不安の軽減を図り、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援していく。 ・利用人数 宿泊型:実7人延7人 利用日数:延21日 通所型:実4件延7件 利用日数:延7日
100	子ども家庭総合支援拠点の整備【新規】	すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、その他必要な支援を継続的に行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。	子育て支援課	家庭相談員3名を配置し、子ども家庭総合支援拠点事業を実施している。情報共有システムに児童等の情報や相談記録を入力し、管理している。

具体的施策2 ひとり親家庭への支援の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
101	ひとり親家庭等の福祉の充実	児童扶養手当の給付事業の実施及びひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭等生活向上事業、ひとり親家庭等医療費等助成事業を推進します。 母子家庭等に対し、保育所、放課後児童クラブの入所等優先的な配慮を図ります。	子育て支援課	離婚等によりひとり親家庭となった父母等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を目的に児童扶養手当を支給した。 支給額 225,057,260円 延5,394人 ひとり親家庭等医療費等助成事業については、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け福祉の増進を図るため、保険診療分の医療費の一部を助成した。 助成額 21,875,401円
102	ひとり親家庭への就労支援	母子家庭自立支援のために、職業訓練に必要な経費の補助や就学期間中の経済的支援を実施するとともに、制度の周知啓発を図ります。 ひとり親家庭等の就労促進のため、ハローワークにつなぎ、相談会を設けるなど、就労支援に努めます。	子育て支援課	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金等について、市のホームページに掲載し、周知を図った。また、利用を希望するひとり親に対し面談等を行い、資格取得や就労に向けての計画を具体的に検討し、就学へつなぐことができた。
103	母子父子自立支援員による支援の充実	母子父子自立支援員による、母子家庭等に対する相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	子育て支援課内に母子父子自立支援員が常駐し、職員と連携しながらひとり親の自立に向けた支援策等について相談を受け付けている。就労に有利な資格取得等に向けて、助言を行った。
104	母子父子寡婦福祉資金の貸付	20歳未満の児童を扶養している配偶者のいないひとり親に対し、就業や就学、生活、結婚などの各種の資金貸付(無利子)を行います。	子育て支援課	貸付を希望するひとり親に対し、今後の生活設計や償還計画等についての面談を実施した。収支の見直しや、保護者の就労状況等についても助言、指導を行った。 高校・大学進学時の就学支度資金や修学資金の相談が多いため、修学支援制度や給付型奨学金等、その他の有利な制度についても案内した。
105	子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)	子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)は、ひとり親家庭の保護者が仕事等で帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設等で一時的に養育、保護する事業です。多様な保育の充実を図るとともに、民間事業所等への普及に努めます。	子育て支援課	民間事業所での実施に至らなかったため、今後も開設の要望をお願いし、実施が可能になった段階で、速やかに進めていく。

具体的施策3 経済的に困難を抱える子ども・家庭への支援

①早期発見のための取組の強化

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
106	乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん全戸訪問事業) 【再掲】No.35	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師又は助産師が訪問し、子どもの成長・発達や産後の母の健康状態などについて相談やアドバイスをし、産後早期に育児不安の軽減を図ることにより、児の健全な発育を促します。	健康づくり課	訪問件数349件(うち旭市で訪問329件、里帰り先へ依頼20件)、そのほか他市から依頼を受けて実施した数は20件であった。訪問指導では、乳児の養育状況の確認や育児相談、必要なサービスの紹介を行った。また、訪問は希望されない方も電話相談や乳児健診等にて育児支援を行った。

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
107	育児相談、指導等の充実 【再掲】NO.33	保健センターにおいて定例の育児相談や電話・来所(面接)による健康相談を随時実施します。発達の遅れがちな子どもや育児不安を抱える保護者を対象に、「ことばや発達の相談」や「親子遊び教室」を開催します。子育て支援センター・ハニカムや家庭相談員による育児相談事業を行います。	健康づくり課 子育て支援課	(健康づくり課) 令和4年度から子育て世代包括支援センターで個別相談を実施している。事前予約とし、個々の相談に保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士が対応した。 「ことばや発達の相談」や「親子遊び教室」を通して、育てにくさを感じている子や発達の遅れのある子の保護者へ相談支援を実施。必要に応じて子育て支援センターや療育機関と連携をとっている。 (子育て支援課) 【家庭児童相談室】 ・月曜日から金曜日 ・午前9時から午後4時 子育て支援課内にある家庭児童相談室に専門の相談員が常駐し、様々な相談(不登校・ひきこもり・児童虐待・児童養育問題等)を受けている。
108	乳幼児栄養指導の充実 【再掲】No.36	乳幼児期に必要な食と栄養に関する知識の情報提供を行い、年齢に応じた望ましい食生活が送れるよう相談・支援に努めます。	健康づくり課	乳幼児健康診査時に個別指導を実施。離乳食についての相談が多い乳児健診は全員に、その他の健診は栄養指導が必要な人を対象にして実施している。 離乳食教室前期の他に、令和5年度より後期・完了期の教室も開始。前期は毎月1回の年12回、後期・完了期は不定に2回実施した。両教室とも託児を再開。 ・前期は12回で79組87人参加(託児35人) ・後期・完了期は2回19組19人参加(託児13人)
109	母子父子自立支援員による支援の充実 【再掲】No.103	母子父子自立支援員による、母子家庭等に対する相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	子育て支援課内に母子父子自立支援員が常駐し、職員と連携しながらひとり親の自立に向けた支援策等について相談を受け付けている。就労に有利な資格取得等に向けて、助言を行った。
110	地域における相談活動の充実 【再掲】No.95	民生委員、児童委員、人権擁護委員等の相談活動を通じて地域における支援対象者の早期発見に努めるとともに、気軽に相談できる体制づくりを図ります。	社会福祉課 市民生活課	(社会福祉課) 民生委員・児童委員による見守り相談活動の実施により、地域における支援対象者の早期派遣や、適切な行政窓口等への連携を図った。 また、民生委員・児童委員に対する各種研修・会議などにより知識の習得や相談技術の向上に努めた。 (市民生活課) 人権・行政相談を毎月1回第2火曜日に実施した。 令和5年度実績:12回

②生活支援の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
111	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活が維持することができなくなるおそれのある者)に対し、必要に応じた包括的な支援を行い自立の促進を図ります。	社会福祉課	生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等を行った。
112	母子父子寡婦福祉資金の貸付 【再掲】No.104	20歳未満の児童を扶養している配偶者のいないひとり親に対し、就業や就学、生活、結婚などの各種の資金貸付(無利子)を行います。	子育て支援課	貸付を希望するひとり親に対し、今後の生活設計や償還計画等についての面談を実施した。収支の見直しや、保護者の就労状況等についても助言、指導を行った。 高校・大学進学時の就学支度資金や修学資金の相談が多いため、修学支援制度や給付型奨学金等、その他の有利な制度についても案内した。
113	障害児在宅福祉サービス等の充実	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の充実を図ります。また、補装具費支給事業、日常生活用具給付事業、日中一時支援事業、移動支援事業を推進します。満3歳になって初めての4月1日から3年間は、児童発達支援等の利用者負担額が無償になります。	社会福祉課	家族の意向や状況を把握し、各々のニーズに応じた支援が受けられるよう関係機関と連携し検討を行い、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援につなげるよう努めた。また、障害児に対する補装具費支給事業、日常生活用具給付事業、日中一時支援事業、移動支援事業等の地域生活支援を実施、推進した。

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
114	生活保護制度	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。保護は生活扶助とその他の扶助(教育・生業・医療等)があり、保護を受ける人の世帯構成や収入等の状況に応じて、その全部又は一部が適用されます。	社会福祉課	資産や能力を活用し、さらに扶養や他法による給付等を優先して活用し、それでもなお生活に困窮する方に対し、保護が適用された。
115	公民館、青少年教育施設等の社会資源を活用した取り組みの推進 【再掲】No.50	放課後に小学校で実施する「子ども工作教室」では、万華鏡、キーホルダー、ポップアップカード作りを市内小学校で実施するほか、土日に施設を利用した「子ども向け講座」では、囲碁、英会話、書道や親子で体験できる講座、東総工業高等学校の協力を得て実施するものづくり科学教室、人形劇やミュージカル、映画等の鑑賞会を開催します。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども教室「キーホルダー教室」を12校で、「万華鏡教室」を7校で、「ポップアップカード教室」6校で、「アクアキャッチャー作り」を2校で実施。 ・ものづくり科学教室(2回) ・子ども囲碁教室(23回) ・子ども英会話教室 初級(6回) 2講座 ・子ども書道教室(10回) ・子どもセミナー 親子陶芸教室(2回) ・子どもセミナー 親子押し花(1回) ・科学工作教室(6回) ・子どもミュージカル(2回) ・着ぐるみ人形劇(2回) ・子どもシアター(4回) ・親子ふれあい教室(4回) ・親子料理教室(3回) ・読み聞かせ・子どもえいが会(10回)

③教育支援の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
116	思春期における心の問題の対応 【再掲】No.42	心の問題に対応できるよう、養護教諭や市内各小・中学校に配置されているスクールカウンセラーの活用を図ります。	教育総務課	各小・中学校に配置されている県費負担のスクールカウンセラー以外にも、市費負担のスクールカウンセラーを活用して、市内各小・中学校において問題を抱える児童生徒へのカウンセリングを行った。
117	キャリア教育の充実 【再掲】No.72	学習や生活の見通しを立て、自らを振り返ることで、新たな意欲化を図ります。そして自分の役割や将来の生き方を考え、キャリア発達を促す活動を推進します。	教育総務課	市内各小・中学校に将来の生き方や働き方につながるキャリア教育の推進を求めた。各学校において、職場体験学習や、職業人を招いての懇談会や体験学習を実施、その充実を図った。
118	育英資金給付事業	特に優れた資質を有しているものの、経済的理由で高校・大学等への修学が困難な生徒に対して、教育の機会均等の観点から育英資金を給付し、将来本市の発展及び社会に貢献できる人材の育成を図ります。	教育総務課	市内中学校や近隣の高校に育英生募集のチラシを配布するとともに、旭市ホームページや広報にて情報発信した。 令和5年度の育英生の状況 新規 高校生 18名 大学生 20名 継続 高校生 15名 大学生 45名 合計 高校生 33名 大学生 65名
119	要保護準要保護児童・生徒援助費	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校教育法等に基づいて必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。	教育総務課	前年度末にチラシを配布するとともに、市ホームページや広報にて、情報発信を行った。 令和5年度認定者数 小学校 要保護 0名 準要保護 149名 中学校 要保護 3名 準要保護 85名 合計 要保護 3名 準要保護 234名
120	進学準備給付金	大学等へ進学する生活保護世帯の子どもに対して、進学の際の新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。	社会福祉課	対象となる被保護者に対し給付金(30万円)を支給する。 令和5年度実績なし。

④就労支援の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
121	ひとり親家庭への就労支援 【再掲】No.102	母子家庭自立支援のために、職業訓練に必要な経費の補助や就学期間中の経済的支援を実施するとともに、制度の周知啓発を図ります。ひとり親家庭等の就労促進のため、ハローワークにつなぎ、相談会を設けるなど、就労支援に努めます。	教育総務課	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金等について、市のホームページに掲載し、周知を図った。また、利用を希望するひとり親に対し面談等を行い、資格取得や就労に向けての計画を具体的に検討し、就学へつなぐことができた。
122	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)の充実 【再掲】No.48	市内全15小学校区22放課後児童クラブで実施しており、各小学校区のニーズに見合った、受入れ体制の整備及び施設の充実を図ります。	教育総務課	市内全15小学校区、22放課後児童クラブで実施、延長保育、土曜保育により保護者の就労状況にあった受け入れを行った。
123	ひとり親家庭等の福祉の充実 【再掲】No.101	児童扶養手当の給付事業の実施及びひとり親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭等生活向上事業、ひとり親家庭等医療費等助成事業を推進します。母子家庭等に対し、保育所、放課後児童クラブの入所等優先的な配慮を図ります。	社会福祉課	離婚等によりひとり親家庭となった父母等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を目的に児童扶養手当を支給した。 支給額 225,057,260円 延5,394人 ひとり親家庭等医療費等助成事業については、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け福祉の増進を図るため、保険診療分の医療費の一部を助成した。 助成額 21,875,401円

⑤経済的支援の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
124	妊婦健康診査(妊婦健康診査事業) 【再掲】No.34	妊娠経過の確認や、異常の早期発見のために妊婦健康診査を定期的に受診するように、14回分の健康診査の助成を行います。	健康づくり課	妊娠届出のあった妊婦と転入した妊婦に対して受診票を交付した。基本健診受診件数は4,052件、償還払い実施件数は57件であった。
125	支出を抑える地域の活動支援	子育て支援センターハニカムのゆずりあい広場で、子育てに関する用品の交換など、支出を抑える活動を通じた地域のつながりを支援するとともに、子育て家庭の交流促進を図ります。	子育て支援課	子育て支援センターハニカムでは、掲示板で子どもの成長により使用しなくなったベビーカーなど育児用品の情報について利用者へお知らせし、希望者との交換を促した。活動を通じて地域のつながりや子育て家庭の交流を支援した。
126	子育て家庭への経済的支援の充実 【再掲】No.7	国の制度である児童手当について、市民への周知を図り、適正・迅速な支給事務を行います。子ども医療費助成事業では、県補助対象である0歳から小学3年生(入院のみ中学3年生までの助成のほか、市単独支援として所得制限を廃止し、高校3年生(償還払い)までを対象とし、子育て家庭への経済的負担の軽減に努めます。	子育て支援課	<国県の補助あり> 【児童手当・特例給付】 中学校修了前の児童の養育者に対して、児童手当の支給事務を行った。 (支給額) 3歳以上小学生修了前・中学生 10,000円 3歳未満児・第3子以降小学生 15,000円 (支給児童数) 延児童数 72,796人 <旭市独自の子育てサービス> 【子ども医療費助成事業】 お子さんが病院等で診療を受けた場合や保険薬局で医師が処方する薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の全部又は一部を助成する制度。制度改正により8月診療分から、高校生も現物給付を開始した。また、自己負担額に月額上限を設け、入院11日目、通院6回目以降は無料とした。 これらの医療費について、小学校4年生から中学生までの通院による診療、高校生等の診療は旭市独自で助成した。 (入院) 753件 (通院) 69,694件 (調剤) 24,856件 (柔道整復) 931件 (給付額) 240,380,603円

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
127	旭市独自の子育て支援サービスの充実 【再掲】No.8	第2子以降のお子さんを出産された子育て世帯にお祝い金を支給する出産祝金支給事業や、0歳から1歳児までの乳幼児を養育する保護者に、紙おむつ購入券を支給する乳幼児紙おむつ給付事業、幼稚園や保育所等に通園する第3子以降のお子さんの保育料無料化を引き続き実施していきます。	子育て支援課	<p>【乳幼児紙おむつ購入券の給付】 0・1歳児の乳幼児を養育している方に、月額3,000円分の紙おむつ購入券を支給した。紙おむつ購入券は、市内指定取扱店22店で紙おむつを購入する際の代金の一部として利用された。 (給付乳幼児数) 716人 (利用枚数) 1,000円券 18,271枚 500円券 18,535枚 合計 36,806枚 (支給額) 27,538,500円</p> <p>【出産祝金の給付(第2子以降)】 市民の出産を奨励・祝福し、第2子以上を出産して養育する父母に祝金を支給した。 (第2子 10万円) 126人 (第3子 20万円) 79人 (給付額) 28,400,000円</p> <p>【第3子以降の保育料の無料化】 18歳に達した以後の最初の3月31日までの子が3人以上いる世帯において、第3子以降の保育料の無料化を実施した。 令和3年度 107人 令和4年度 103人 令和5年度 99人</p>
128	幼児教育・保育無償化制度 【再掲】No.66	「子ども・子育て支援法」が改正され、幼児教育・保育の利用料が無償化されました。急速な少子化の進行への総合的な対策と、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育・保育の重要性から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課	3歳以上児の保育料、給食費、幼稚園等の預かり保育利用料を無償化するとともに、3歳未満児の非課税世帯についても同様に無償化を行い子育て世帯の負担軽減を図った。市独自施策として第3子の保育料・給食費の免除の対象拡大を行った。
129	幼児教育への助成の充実 【再掲】No.64	新制度に移行していない幼稚園における保護者の経済的負担を軽減するため、入園料・保育料に対して補助します。保育が必要と認められた場合、預かり保育料に対して補助します。旭市独自の取り組みとして、第3子以降(18歳までの子どもの中で3番目以降)の子どもの給食費等に対して補助します。	教育総務課	<p>少子化対策の一環として、私立幼稚園に通園する園児の入園料・保育料等を補助する事により保護者の経済的負担の軽減を図った。また、市独自の取り組みとして、第3子以降(18歳までの子どもの中で3番目以降)の子どもの給食費等に対して補助した。</p> <p>幼稚園施設等利用費 (入園料・給食費を除く保育料) 72人 (預かり保育利用料) 25人</p> <p>旭市私立幼稚園第3子以降保育料等補助金 (入園料・保育料・給食費) 11人</p>
130	実費徴収に係る補足給付事業 【再掲】No.20	新制度に移行していない幼稚園における保護者の経済的負担を軽減するため、低所得世帯及び第3子以降(小学校3年生までの子どもの中で3番目以降)の子どもの副食費に対して補助します。	教育総務課	少子化対策の一環として、私立幼稚園に通園する園児の副食費を補助することにより保護者の経済的負担の軽減を図った。 幼稚園副食費補助金(副食費) 19人
131	学校給食費の第3子以降の無料化 【再掲】No.9	市内小・中学校に通学する児童・生徒の第3子以降の給食費の全額無料を継続します。	教育総務課	<p>子育て世帯を中心に多子世帯の経済的負担の軽減や少子化対策の施策として、保護者の教育費に関わる負担軽減を図った。 R5年1月から、減免範囲の拡充を行い、市内に住所を有し、子の年齢を問わず3人以上を扶養している世帯で、市内小中学校に在籍している第3子以降の給食費を免除することとした。</p> <p>・小学生 382人 ・中学生 138人</p>

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
132	生活福祉資金貸付制度	他からの融資が受けられない所得の比較的に少ない世帯、家族の中に日常生活において介護が必要な高齢者(65歳以上)や身体障害者(身体障害者手帳所持)、知的障害者(療育手帳所持)、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持)のいる世帯の自立と安定に役立てるための貸付制度で、市区町村の社会福祉協議会が窓口となって運営しています。 資金の用途に応じ、「総合支援資金」「福祉資金」「教育支援資金」「不動産担保型生活資金」の4種類の資金があります。 資金の貸付と民生委員・社会福祉協議会の生活支援とが一体となって、借受世帯の自立と安定に向けて支援を行います。	旭市社会福祉協議会	・子育て世帯への貸付相談10件 ・教育支援資金2件

⑥支援体制の整備・充実

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
133	子ども家庭総合支援拠点の整備 【再掲】No.100	すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、その他必要な支援を継続的に行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。	子育て支援課	家庭相談員3名を配置し、子ども家庭総合支援拠点事業を実施している。情報共有システムに児童等の情報や相談記録を入力し、管理している。
134	虐待防止ネットワークづくり 【再掲】NO.92	市町村が中心となって児童虐待防止相談の窓口として対応するにあたり、市及び児童相談所等関係機関による「旭市要保護児童対策地域協議会」を設置し、地域における児童虐待防止のネットワークづくりに取り組んでいます。 また、児童虐待を発見した場合の通告及び連携体制を整備し、早期発見、早期対応への取り組みを推進します。さらに、児童相談所等関係機関との連携を深め、総合的な支援を図ります。	子育て支援課 市民生活課 教育総務課	(子育て支援課) 市が設置する要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の早期発見や適切な保護、要保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体および児童福祉に従事する者が、要保護児童およびその保護者に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応した。 (市民生活課) DV相談等で児童に関連する事案について、子育て支援課と情報を共有するとともに、協力して支援を行った。また、旭市DV等対策連絡会議を開催し、庁内の関係課との相互連絡・情報共有を行った。 (教育総務課) 「旭市要保護児童対策地域協議会」関係機関による迅速な情報共有を行い、早期対応をしている。
135	育児不安や虐待等に関する相談体制の整備 【再掲】NO.93	保健センター、旭市子育て支援センター、幼稚園・保育所等及び家庭相談員により相談事業を実施し、家庭における育児ストレスや悩みを緩和し、虐待等の防止を図ります。	子育て支援課 健康づくり課	(子育て支援課) 旭市子育て支援センターハニカムや家庭相談室における相談体制の確保をしている。また、継続的な支援が必要と判断した場合は、要保護児童対策地域協議会の案件とすることで、早期発見や適切な保護、要保護児童およびその家族への支援を図った。 (健康づくり課) 子育て世代包括支援センターと連携した妊娠届出時の全員面接や妊娠7～8か月アンケート、妊娠後期電話相談や子育て相談、赤ちゃん全戸訪問事業、乳幼児健康診査等あらゆる機会を通じて、育児支援を要する家庭を早期に発見し、継続した支援を行うことで虐待防止を図っている。
136	母子父子自立支援員による支援の充実 【再掲】NO.103	母子父子自立支援員による、母子家庭等に対する相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	子育て支援課内に母子父子自立支援員が常駐し、ひとり親の自立に向けた支援策等について相談を受け付けている。就労に有利な資格取得等に向けて、助言を行った。

具体的施策4 障害児のいる家庭への支援の充実

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
137	障害児保育への対応	保育所等や放課後児童クラブで、障害を持つ児童の受け入れに努め、施設設備、職員体制の充実を図りながら、障害を持たない児童との統合保育を行い、障害児保育の充実を推進します。	子育て支援課 教育総務課	(子育て支援課) 障害を持つ児童の受け入れについて、面接や相談を通じて障害の程度等を把握し、状況に応じた施設で受け入れを行う。また、民間教育・保育施設において障害児の受け入れをし、要件を満たした場合には療育支援加算により助成する。 (教育総務課) 放課後児童クラブで、障害を持つ児童の受け入れのため、職員体制を整え、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、可能な限り受け入れを行った。
138	医療的ケア児支援体制の整備	医療技術の進歩に伴い、日常生活の上で医療的ケアを必要としている子どもの数は年々増えており、保育所において医療的ケアが必要な児童もその他の児童と変わらず受け入れる体制を整備していきます。	子育て支援課	保育所等で医療的なケアが必要な児童が保育を受けられるよう、看護師等を配置し、児童の受け入れを行った。令和5年度は、公立保育所1か所、私立認定こども園1か所で実施した。
139	児童発達支援センターの整備の推進	障害児の早期療育のために、小児リハビリテーション、療育相談等を行う児童発達支援センターの整備を推進します。推進にあたっては、医療との連携に配慮し、広域的な利用を視野に入れて近隣市町と協力し進めます。	社会福祉課	既存の児童発達支援センター(ロザリオ発達支援センターふたば保育園)と連携し、早期療育につながるよう努めた。また、地域における中核的な施設として他事業所との連携を図った。
140	障害児在宅福祉サービス等の充実 【再掲】No.113	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の充実を図ります。また、補装具費支給事業、日常生活用具給付事業、日中一時支援事業、移動支援事業を推進します。満3歳になって初めての4月1日から3年間は、児童発達支援等の利用者負担額が無償になります。	社会福祉課	家族の意向や状況を把握し、各々のニーズに応じた支援が受けられるよう関係機関と連携し検討を行い、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援につながるよう努めた。また、障害児に対する補装具費支給事業、日常生活用具給付事業、日中一時支援事業、移動支援事業等の地域生活支援を実施、推進した。
141	乳幼児健康診査による障害の原因となる疾病等の早期発見、治療の推進	乳幼児健診やことばや発達の相談の場で、発育、発達等の遅れの疑いがある場合、医療機関への精密検査票の発行や相談先を紹介し受診を勧奨します。	健康づくり課	乳幼児健診において、発達の遅れのある場合は医師から精密検査票の交付を行っている。また、1歳6か月、2歳6か月、3歳6か月で行う健康診査で言語聴覚士または心理相談員による相談ができる体制をとっている。行う。発達の心配のある子とその保護者へ「ことばや発達の相談」として言語聴覚士や心理相談員の個別相談を年間56回実施している。 相談者:実139人、延べ204人
142	相談体制の整備	相談支援事業により、障害児の療育相談に特化した相談所を(社)ロザリオの聖母会 ロザリオ発達支援センターに設けます。また、地域活動支援センター等において、障害者全般の相談に応じます。 民生委員、児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等と連携し、障害者やその家族等からの各種相談に応じられる体制の充実を図ります。 障害児の就学や保育所、幼稚園への入園についての相談体制の充実を図ります。	社会福祉課 子育て支援課	(社会福祉課) 相談支援事業により、障害児の療育相談に特化した相談所を(社)ロザリオの聖母会ロザリオ発達支援センターに設け、地域における相談窓口として療育支援及び移行期の連絡調整を行い、在宅の障害児やその家族への切れ目のない支援につなげた。地域活動支援センター等において、障害者全般の相談に応じた。 民生委員・児童委員、身体障害者・知的障害者相談員等と連携し、障害者やその家族からの各種相談に応じられる体制の充実を図った。 (子育て支援課) 市内教育・保育施設に入園している障害児に対して、必要性を検討しながら社会福祉課障害福祉班と連携し支援を行った

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
143	関係機関との連携等	保健センター、子育て支援センター、家庭児童相談室、こども発達センター、特別支援学校等の関係機関との連携を強化し、保護者の不安を軽減するよう努めます。 平成25年度に市が設置した旭市こども発達センターにより、児童発達支援事業の拡充を図ります。 旭市地域自立支援協議会を活用し、相談支援事業、各種サービスを総合的に調整、推進します。	社会福祉課 健康づくり課 子育て支援課	(社会福祉課) 保健センター、社会福祉協議会、児童相談所、家庭児童相談室、特別支援学校、子育て支援センター等の関係機関と連携を強化し、保護者の不安が軽減できるよう努めた。 平成25年度に市が設置したこども発達センターにより、児童発達支援事業の拡充を図った。 資源マップについては内容の充実を図り、さらなる活用を依頼した。 旭市地域自立支援協議会を活用し、相談支援事業、各種サービスを総合的に整備し、相談支援事業、各種サービスを総合的に調整、推進した。 (健康づくり課) 子育て支援センター、家庭児童相談室、教育総務課、海匠ネットワーク、児童相談所、医療機関等の関係機関と連携し、訪問や電話による相談を行い、保護者の不安の軽減を図っています。 (子育て支援課) 特定教育・保育施設の入園を希望する障害児の受入れを積極的に行う中で、子どもに合う教育・保育サービスを提供できるよう関係機関と連携し相談支援にあたった。
144	特別支援学校卒業生の就労支援	東総就業センター・地域生活支援センターを中心に、地域自立支援協議会、教育、福祉等の関係機関と連携し、就業面及び生活面の一体的な支援の充実を図ります。 福祉作業所における就業体験の実施等就職の支援を図ります。	社会福祉課	障害者就業・生活支援センター(東総就業センター)を中心に地域自立支援協議会、教育、福祉等の関係機関と連携し、就業面及び生活面の一体的な支援の充実を図った。 福祉作業所における就業体験の実施等、就職支援の充実を図った。 また、特別支援学校主催の進路説明会等に参加し、卒業後の進路決定の一助とした。 ・令和5.12.26:八日市場特別支援学校 11名 ・令和6. 2. 9:銚子特別支援学校 1名

具体的施策5 外国につながる子ども・家庭への支援

	事業名	事業内容	担当課	令和5年度実施内容
145	ホームページの多言語対応	日本語が不自由な外国籍の市民などに、市の情報を提供し理解してもらうために市ホームページでは3言語の訳標記で対応します。	秘書広報課	英語・中国語・韓国語の3か国語対応をした。
146	外国語表記のチラシ・ごみ袋の作成	外国語を表記したチラシ「ごみの分け方・出し方」を作成し、希望者に配布するとともに、市のホームページにも掲載し、市内に住む外国人にごみの分別方法・ルールに関する情報を提供します。また、外国語を表記したごみ袋も作成・販売します。	環境課	外国語を表記したチラシ「ごみの分け方・出し方」を作成し、希望者に配布するとともに、市のホームページにも掲載し、市内に住む外国人にごみの分別方法・ルールに関する情報を提供しました。また、外国語を表記したごみ袋も作成・販売しました。
147	帰国子女及び外国籍の子どもとのコミュニケーション向上	小・中学校に自動翻訳機を導入して活用することにより、海外から帰国した子どもや外国籍の子どもとの学校生活におけるコミュニケーション向上を図ります。	教育総務課	市で保有している自動翻訳機を、小・中学校に貸出し、外国籍の児童生徒に対するコミュニケーション支援や補助に役立てている。
148	やさしい日本語での情報提供【新規】	子育てに関するサービスについて、やさしい日本語で情報を発信します。また、保育所(園)に在園しているお子さんの保護者にも園生活について、わかりやすく情報を発信します。	子育て支援課	子育てに関するお知らせやアンケート等について、一部英語表記を加え来庁を促し、翻訳アプリ等を使用しながら対面で説明することで、内容の理解促進にむけて働きかけをした。